

第2回 岡崎市公契約条例協議

会議資料

令和6年11月

目次

- 1 第1回協議での主な意見 ― 3
- 2 意見を受けての対応案 ― 4
- 3 変更案まとめ ― 9

1 第1回協議での主な意見

第1回岡崎市公契約条例協議における主な意見は、以下のとおりです。

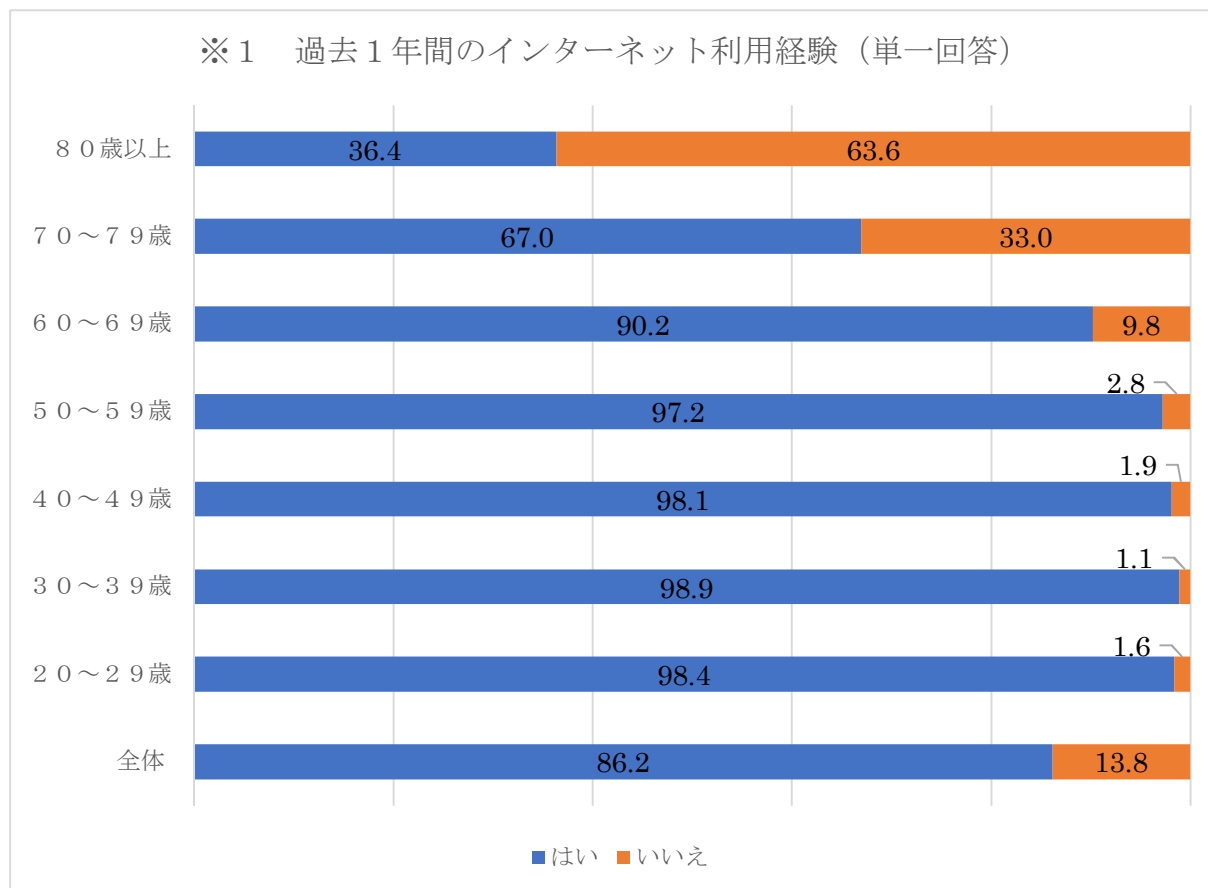
主題	内容
現場説明会	・ 大事なのは労働者とのやりとり、特に質疑応答。直接的なやり取りが無くなりホームページを見てもらうだけで終わると、どのように労働者の声を聞き取るのか。 ・ 希望があった場合は現場説明会を実施するなどの対応の可能性は。 ・ 対面でないと市と当事者との距離は遠くなる。市の職員が直接赴くことで、活力のあるものが伝わるのではないか。
工事における一人親方	・ 一人親方の労働環境がきちんと確保されていないのではないか。 ・ 近年、労働安全衛生法、働き方改革関連法で一人親方の待遇改善が行われている。一人親方の労働環境についての視点が抜けているのではないか。
労働環境確認措置の対象範囲	・ 工事会社よりも、業務委託を受注する会社の方が労働環境を改善する余力が少ないと感じる。 ・ 現在労働環境確認措置の非対象の業務でも、ブラックな環境があると聞いている。対象業務、対象金額を見直したらどうか。
労働環境報告書に係る申出書	・ 労働者が会社の目を憚って、労働環境報告書に係る申出書を出しにくい環境では意味がない。 ・ 申出者についての秘密確保が保証できないのであれば、市が企業に調査等を行うのではなく、労基署に相談するよう申出者に案内すべきでは。

2 意見を受けての対応案

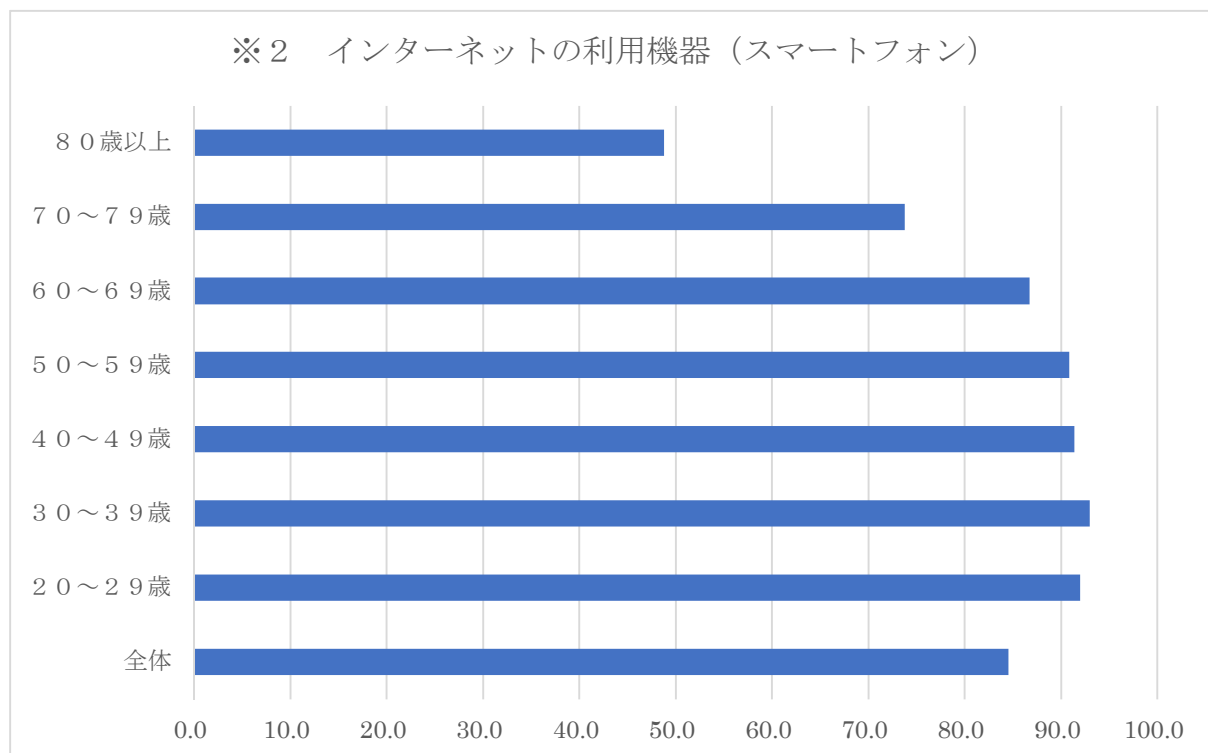
第1回協議における意見に基づく対応案は、以下のとおりです。

主題	内容
現場説明会	・ 現場での説明会実施の希望があった場合は、現場説明会を実施することとし、原則、チラシの配布及びネット環境を利用した説明に代替する。 ・ インターネット利用者の割合の高さ（※1）、スマートフォンを使用したネット利用率の高さ（※2）から、ネット環境を利用した説明により広く周知を図ることが期待できる。また、インターネットの利用目的が、SNSからネットショッピングまで多岐にわたっており（※3）、特にSNS、情報検索、商品・サービスの購入・取引を目的とした利用は多く、他者との交流、物の購入などといった、以前は対面で行うことが多かった行動も、ネット上での行動で済ませる生活様式が高く定着していると考えられる。 ・ 日程などの調整、現場での説明に時間を要する現場説明会よりも、ネット環境を利用した説明の方が、事業者にとって負担が減少すると考えられる。 ・ 時間を拘束する現場説明会よりも、都合の良い時間に確認が可能なネット環境を利用した説明の方が、労働者にとって利便性が高く、より多くの労働者に周知をすることができる。 ・ 労働者を対象にしたアンケートフォームを用意し、意見を徴取することでフィードバックに役立てる。労働者向けに配布するチラシにて、アンケートの提出の協力を依頼する。 ・ 公契約条例とその取組について、より広く理解をしてもらえるよう、今後、解説動画を作成し、動画配信サイトに公開する。
工事における一人親方	・ 労働者向けに配布するチラシ等に、国土交通省作成のリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」の案内を記載する。

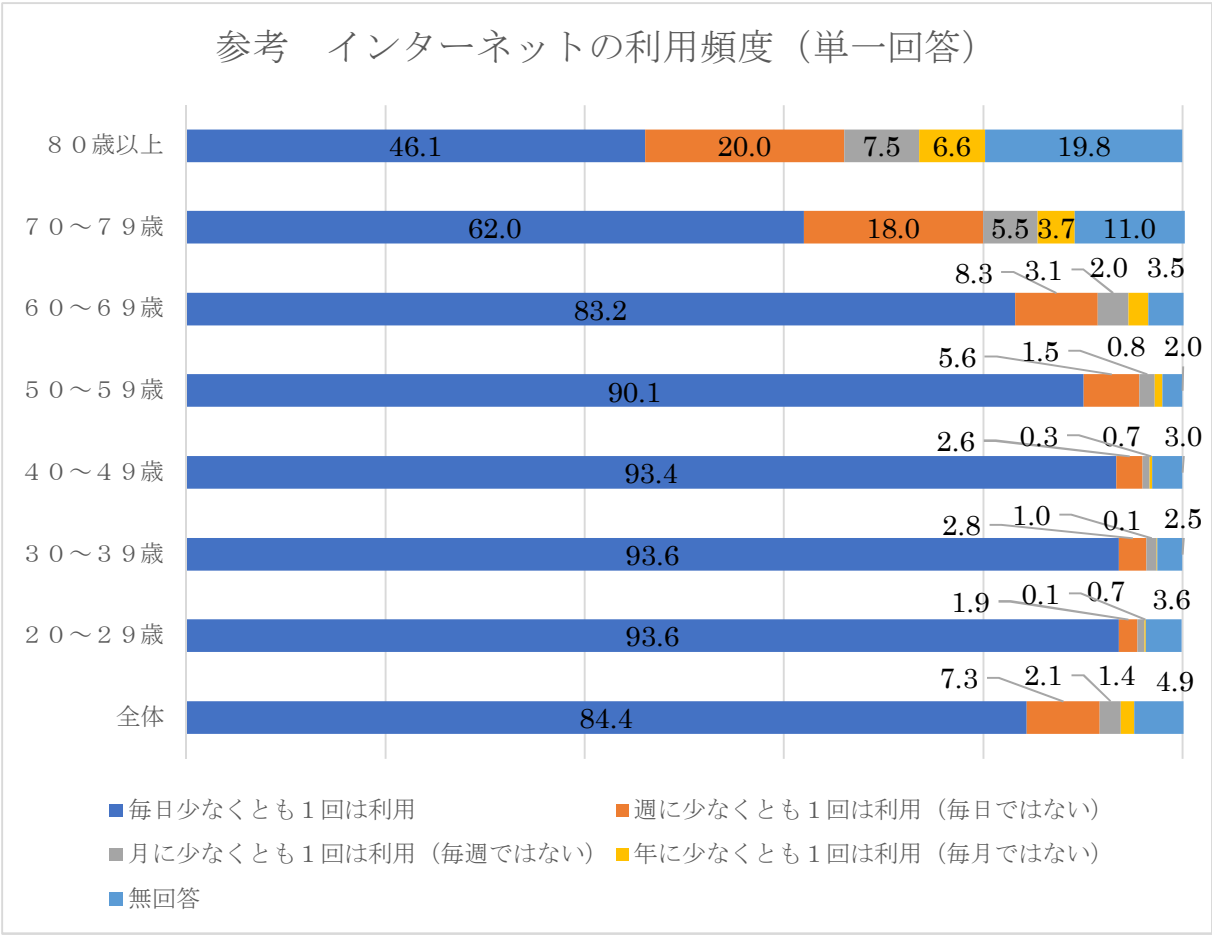
労働環境確認措置の対象範囲	・ 予定価格が1億5,000万円以上のPFI事業の契約のうち、以下の事業者等を確認措置の対象に追加。 ① 選定事業者 ② 工事の請負（契約金額が1億5,000万円以上のものに限る。）に係る下請負者 ③ 業務の委託（契約金額が1億5,000万円以上のものに限る。）に係る下請負者 ※ PFI事業の契約のうち、公共施設等運営事業の契約は対象外。 ※ 工事の請負は、すべての下請負者が対象。 ・ 業務委託について、現在の「特定の業種かつ1年当たりの予定価格が1,000万円以上」から、「業種に関わらず予定価格が1億5,000万円以上」に対象を変更。 ・ 指定管理について、現在の「指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が、1年当たり1億5,000万円以上」から、「指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が、1億5,000万円以上」に対象を変更。また、対象の指定管理の下請負者の対象を、「特定の業種かつ1年当たりの契約金額が1,000万円以上」から、「業種に関わらず契約金額が1億5,000万円以上」に対象を変更。
労働環境報告書に係る申出書	・ 労働者向けのアンケートフォーム内で、報告書の疑義に関する申し出ができるようにする。 ・ 申し出（アンケート）は匿名に限定する。申し出内容は、現在契約中の、確認措置対象の契約の元請事業者全者に周知し、下請事業者への周知も依頼する。 ・ 配布チラシ等で、労働基準監督署への相談について記載をする。



※ 調査対象：6歳以上（無回答を除く。10代以下を省略）

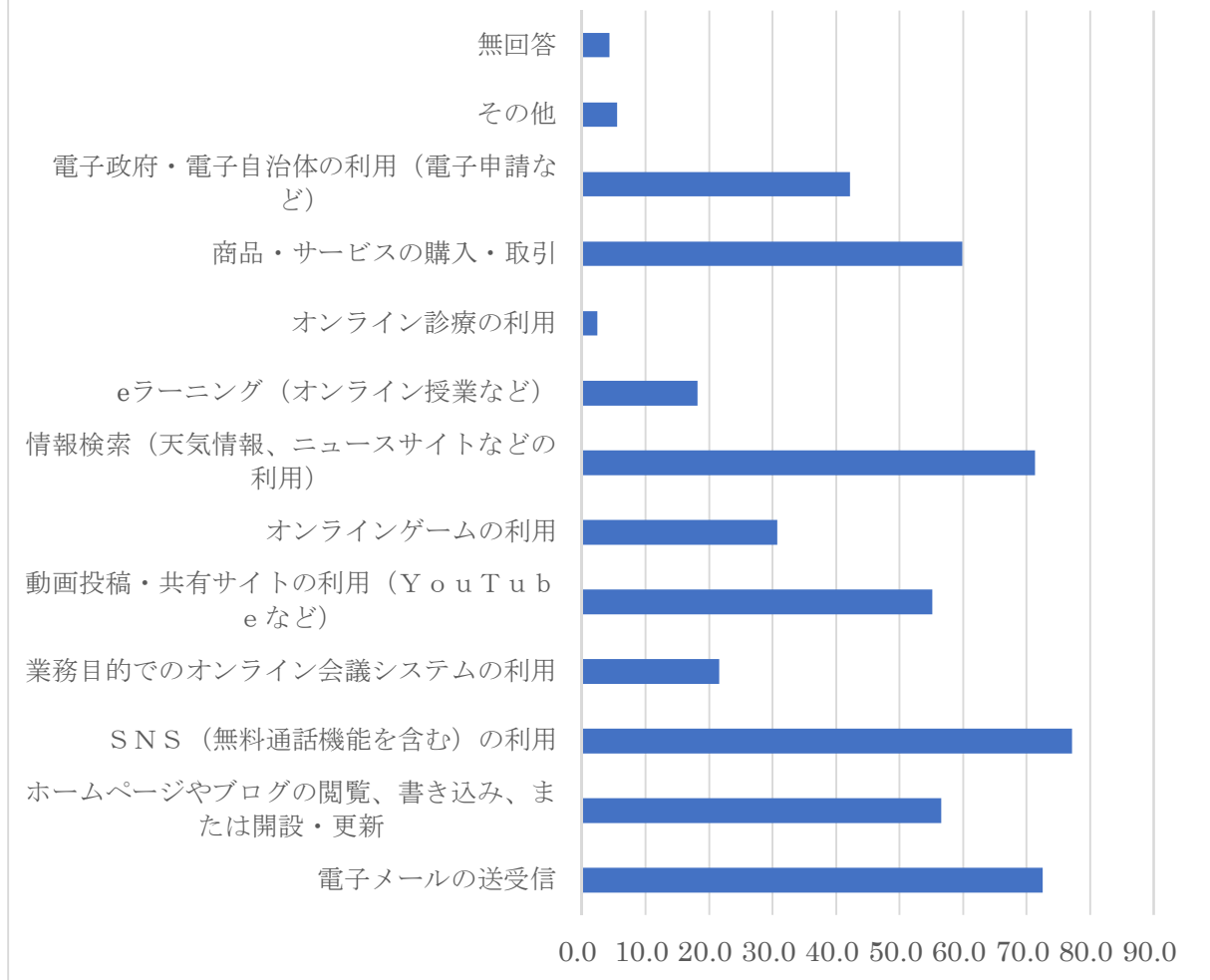


※ 調査対象：過去1年間にインターネットを利用した者（10代以下を省略）



※ 調査対象：6歳以上、過去1年間にインターネットを利用した者（10代以下を省略）

※3 インターネットで利用した機能・サービスと目的・用途
(複数回答)



※ 調査対象：6歳以上、過去1年間にインターネットを利用した者

※1～※3及び「参考インターネットの利用頻度」は、総務省「令和5年通信利用動向調査 世帯編（世帯構成員）」から作成。

3 変更案まとめ

項目	現状	変更案
労働環境確認措置の対象範囲	・ 予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事 ・ 予定価格が 1 年当たり 1,000 万円以上の業務（庁舎等の清掃、警備、受付又は案内、樹木等管理業務） ・ 指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が、1 年当たり 1 億 5,000 万円以上の指定管理 ・ 対象の指定管理の下請負者のうち、契約金額が 1 年当たり 1,000 万円以上の業務（庁舎等の清掃、警備、受付又は案内、樹木等管理業務）	・ 予定価格が 1 億 5,000 万円以上の P F I 事業の契約（公共施設等運営事業の契約を除く。）のうち、以下の事業者等を確認措置の対象に追加。 ① 選定事業者 ② 工事の請負（契約金額が 1 億 5,000 万円以上のものに限る。）に係る下請負者及びすべての下請負者 ③ 業務の委託（契約金額が 1 億 5,000 万円以上のものに限る。）に係る下請負者 ・ 業務の対象範囲を、業種に関わらず予定価格 1 億 5,000 万円以上に変更。 ・ 指定管理の範囲を、指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が 1 億 5,000 万円以上に変更し、対象の指定管理の下請負者の対象を、業種に関わらず契約金額 1 億 5,000 万円以上の業務に変更。 ※ 工事については変更なし。
労働環境報告書	事業者が各下請負者の労働環境報告書を集め、定期的にメールで市（契約課）に送信（持参も可。）。提出された労働環境報告書の内容を市（契約課）で確認し、契約案件ごとに整理、保管をする。	・ 事業者はネット環境に用意する提出用フォームから労働環境報告書を提出する。 ・ 労働環境報告書に、労働環境改善に関する特徴的な取組の記入欄を設ける。
現場説明会	市（事業担当課及び契約課）と事業者で、現場説明会実施の日程を調整。実施日に市（事業担当課及び契約課）職員が現場に赴き、従事する労働者を集め資料を配布の上口頭説明を実施（原則 1 契約につき 1 回実施。）。	・ 現場説明会は希望があった場合に実施。チラシを労働者に配布し、市ホームページに説明資料を添付。 ・ 労働者向けアンケートの提出用フォームを用意し、匿名でのアンケートの回答を随時受け付ける。

労働環境報告書に係る 申し出	① 申出者が労働環境報告書に係る申出書を作成し、持参又は郵送により市(契約課)に提出。 ② 市(契約課)が申出書の内容を確認し、適宜調査(当事者への聞き取りなど)を実施。 ③ 対象の事業者に労働環境の改善が必要と判断した場合は、改善通知書により当該事業者へに通知。 ④ 当該事業者の労働環境の改善が不十分と確認した場合は、労働基準監督署へ通報(相談)。	- 労働者向けアンケート内に、労働環境報告書の内容に関する疑義についての回答項目を設置し、匿名で申し出を受け付けるようにする。 - 疑義がある場合は労働基準監督署へ相談するよう、案内を行う。 - 申し出の内容は、労働環境確認措置の対象契約の元請事業者全者に周知し、下請負者にも周知することを依頼する。 ※ 申出書の提出の受付も継続する。
---------------------------	--	---